

令和4年9月15日
小平市総務部契約検査課

工事請負契約における単品スライド条項の取扱いについて

「小平市工事請負契約書第23条第5項の運用についての取扱い」を定めました。概要については下記のとおりです。

記

1 対象品目

- (1) 鋼材類
- (2) 燃料油
- (3) (1)、(2)以外であって、主要な工事材料として当該工事に主に使用される材料。

2 適用対象工事

契約書に単品スライド条項が規定されている工事で、かつ当該請求の時に残工期（一部しゅん工にあつては、当該部分に係る工期）が2月以上ある工事

※ 工期末が令和4年11月14日以前の場合には経過措置を適用します。

3 契約変更の条件

品目ごとの材料価格の変動額（※1）が、基準額（※2）を超えた場合に、スライド額の算出対象とします。

※1 変動額は品目ごとに算出します。ただし適用日以前に既済部分がある場合は、当該既済部分に含まれる資材の変動額は含めません。

※2 基準額は対象工事額の1%とします。ただし、適用日以前に既済部分がある場合は、当該既済部分に相当する金額を控除した額の1%とします。

4 スライド額

スライド額の算出対象となった品目の変動額の合計額から対象工事金額の0.5%相当額を控除した額とします。

5 契約変更時期等

原則として工期末の2か月前までに受注者からの請求を受け、工期末に行う。

6 運用の詳細

- (1) 請求から契約変更手続までの基本的な流れについては取扱別紙単品スライドの手続きフローをご覧ください。
- (2) 個別の案件に対する適用については当該案件の工事担当課で受け付けます。
- (3) この取扱に定めるもののほか、単品スライド条項の運用については、各工事業種に係る積算基準等を作成した東京都の各部局における「工事請負契約書第24条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル」を準用します。

【問合せ】

（制度全般に関すること）

総務部契約検査課 042-346-9517

（個別の工事案件に関すること）

環境部下水道課 042-346-9816

都市開発部道路課 042-346-9552

都市開発部施設整備課 042-346-9553